

証券コード 5990
2026年5月20日

株 主 各 位

大阪府堺市中区見野山158番地
株式会社 スーパーツール
代表取締役社長 平 野 量 夫

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。



当社ウェブサイト <https://www.supertool.co.jp/>
(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>
(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「スーパーツール」又は「コード」に当社証券コード「5990」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁に記載の「議決権行使についてのご案内」、4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」に従って、2026年6月9日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月10日(水曜日)午前10時
2. 場 所 大阪府堺市堺区戎島町4丁45番地1
ホテル アゴーラ リージェンシー大阪堺 3階 「利休」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第66期(2025年3月16日から2026年3月15日まで)事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第66期(2025年3月16日から2026年3月15日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)
 - (1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3)インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

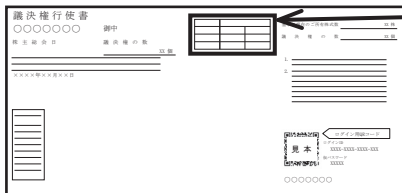


議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2026年6月10日(水曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2026年6月9日(火曜日) 午後5時入力完了分まで</p>	 <p>書面(郵送)で議決権を行使される場合</p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2026年6月9日(火曜日) 午後5時到着分まで</p>
--	--	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

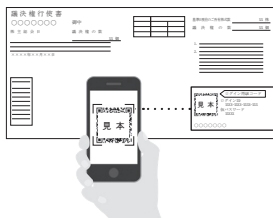
- ・インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

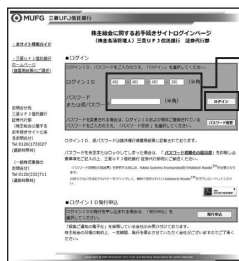


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muftg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

第66期 事業報告

(2025年3月16日から)
(2026年3月15日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年3月16日～2026年3月15日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、世界的な金融引き締めの影響や海外経済の減速懸念、地政学的リスクの高まりに加え、資源価格やエネルギーコストの高止まり、為替相場の変動等により、先行き不透明な状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループにおきましては、変化する市場環境に柔軟に対応しつつ、製品の品質及び信頼性の一層の向上に努めるとともに、生産性の向上や業務改善の推進に取り組んでまいりました。

金属製品事業におきましては、吊クランプ管理アプリケーション「S・M・A・Я・T」を中核として、ブランド力の向上と販路拡大の強化により、ソリューション型ビジネスモデルの構築に取り組んでまいりました。製品開発につきましては、生産・販売・技術部門が一体となり、市場・顧客ニーズに対応できる製品開発体制を整備し、製品ラインアップの拡充を進めてまいりました。また、生産体制につきましては、製造工程の改善、新規設備投資による生産リードタイムの短縮により製品のスムーズな供給を推進してまいりました。さらには、資材価格が高騰する中、コスト低減に向けた生産・調達体制の構築に努めてまいりました。なお、競争力強化に向けて、生産性向上に加え、生産技術の改善や新技術の開発力向上に寄与する工場拡張工事を進めております。

一方、環境関連事業におきましては、連結子会社である株式会社スーパーツールE C Oが手掛ける環境関連事業につきましては、当初想定していた事業収益及び関連事業でのシナジーの創出が難しい状況にあることから、既に発表している環境関連事業からの撤退方針に基づき、太陽光発電所の受注済み案件の施工等を進めております。

引き続き、グループならびに各部門間の連携強化による収益の伸長とコ

ストダウンに努めてまいります。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は5,437百万円（前年同期比3.7%増）、営業利益は287百万円（前年同期比23.7%減）、経常利益は300百万円（前年同期比20.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は198百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失238百万円）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の経営成績は次のとおりであります。

[金属製品事業]

国内市場の作業工具の分野につきましては、様々な機械のメンテナンスに適したプーラ類の販売が堅調に推移しましたが、治工具類やクレーン類の販売が伸び悩んだことに加え、ホームセンター市場向け売上も低調に推移するなど、国内販売は全体として弱含みで推移いたしました。引き続き、作業の効率化に寄与する機構を備えたレンチ類をはじめ、2025年9月に新たにリリースし販売が好調に推移しているアルミ製ポータブル門型クレーンの機種拡大や、2025年12月にリリースした新製品「黒の匠」シリーズとあわせ、豊富なラインアップを武器として引き続き販売強化に取り組んでまいります。また、産業機器分野におきましては、主力製品である吊クランプの管理アプリケーションである「S・M・A・Я・T」を中心としたソリューション型ビジネスの展開に継続的に取り組んでまいりました。

海外市場におきましては、当社の主要市場である韓国において不動産関連・建設業界等の内需産業の低迷の影響を受け、販売が低調に推移いたしました。なお、一部に持ち直しの動きもみられております。このような環境のもと、現地法人の強みを活かした営業活動を展開するとともに、造船市場向けに強みを持つ吊クランプ製品につきましては、ラインアップの拡充により受注が増加しており、今後の成長が期待されることから、販売強化に取り組んでまいります。また、アジア・欧州での吊クランプビジネスは堅調に推移し、米国やその他のエリアにおいても吊クランプの海外向け機種拡大のプロモーション戦略を強化し、日本製品の安全性を軸に主要取引先との関係を深めるとともに、新規市場開拓に積極的に努めてまいりました。さらには、これまで整備を進めてきた製品開発体制を基盤とした海

外向け吊クランプのリリースに向けたプロモーション戦略を推進するとともに、管理アプリケーションを活用したソリューション型ビジネスの海外展開に向けた準備を進めており、今後の展開を見据えた取り組みを強化しております。

これらの結果、当セグメントの売上高は4,600百万円（前年同期比5.9%減）、セグメント利益は600百万円（前年同期比21.0%減）となりました。

[環境関連事業]

連結子会社である株式会社スーパーツールE C Oにおきましては、事業撤退方針のもと、水上設置型太陽光発電所の受注済み案件の施工等を進めております。

これらの結果、当セグメントの売上高は836百万円（前年同期比137.5%増）、セグメント利益は90百万円（前年同期比63.9%増）となりました。

事業別売上高は次表のとおりであります。

(単位：百万円)

事業	第 65 期 (前連結会計年度)		第 66 期 (当連結会計年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
金属製品事業	4,888	93.3%	4,600	84.6%
環境関連事業	352	6.7	836	15.4
消 去	—	—	—	—
合 計	5,241	100.0	5,437	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、新組合事務所（投資額1百万円：建物）等であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

2. 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 63 期 (2023年3月期)	第 64 期 (2024年3月期)	第 65 期 (2025年3月期)	第 66 期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上 高(百万円)	6,981	5,853	5,241	5,437
経 常 利 益(百万円)	538	446	378	300
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	364	305	△238	198
1株当たり当期純利益 (円)	157.34	131.64	△101.39	84.05
総 資 産(百万円)	12,982	13,103	13,356	13,345
純 資 産(百万円)	10,395	10,662	10,276	10,322
1株当たり純資産額 (円)	4,490.12	4,548.74	4,364.54	4,370.88

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均株式数及び期末発行済株式数については、自己株式数を控除して算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 63 期 (2023年3月期)	第 64 期 (2024年3月期)	第 65 期 (2025年3月期)	第 66 期 (当事業年度) (2026年3月期)
売 上 高(百万円)	5,339	5,344	5,014	4,742
経 常 利 益(百万円)	505	417	379	284
当 期 純 利 益(百万円)	341	284	256	191
1株当たり当期純利益 (円)	147.32	122.42	108.91	81.17
総 資 産(百万円)	12,228	12,446	13,118	12,945
純 資 産(百万円)	9,831	10,075	10,185	10,227
1株当たり純資産額 (円)	4,246.62	4,298.35	4,325.94	4,330.58

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均株式数及び期末発行済株式数については、自己株式数を控除して算出しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社スーパーツールECO	99百万円	100.0%	太陽光パネル等の仕入、販売及び施工
SUPER TOOL KOREA CO., LTD.	200百万ウォン	100.0%	金属製品の販売

4. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境といたしましては、国内においては雇用・所得環境の改善等を背景に緩やかな回復が期待される一方で、原材料価格やエネルギーコストの高止まり、為替変動の影響、人手不足の深刻化等により、先行き不透明な状況が続くものと見込まれます。また、海外においても、各国の政策動向や地政学的リスクの高まり等により、不確実性の高い状況が継続するものと想定されます。

このような状況の中、当社グループは、開発型企業として100年以上にわたり磨き続けた鍛造技術とアナログ製品の製造販売を基盤としつつ、デジタ

ル技術との融合を図ることで、より一層の顧客満足度の向上に取り組んでまいります。また、販売面においては、マーケティング及びメンテナンス体制の強化等によりブランド価値の向上と販売拡大に努めるとともに、生産面においては、老朽化設備の更新や最新設備の導入、一気通貫生産体制の構築を通じて生産性の向上と品質・コスト・納期（ＱＣＤ）の最適化を推進してまいります。さらに、組織力の強化及び人材育成にも継続的に取り組み、環境変化に柔軟に対応できる体制の構築を図ってまいります。

主要事業である金属製品事業の国内市場では、作業工具分野における需要動向に留意しつつ、作業効率化に寄与する機構を備えたレンチ類や新製品シリーズを中心に、製品ラインアップの拡充と販売体制の強化を進めてまいります。また、吊クランプ管理アプリケーション「Ｓ・Ｍ・Ａ・Ｙ・Ｔ」を核としたソリューション型ビジネスのさらなる拡大を進めるとともに、お客様のニーズに沿った新製品をシステムチックかつ迅速にマーケットへ投入してまいります。また、一気通貫生産体制の構築によるＱＣＤ向上とコスト構造等の見直しを進めることにより、企業体質の強化に繋げてまいります。

海外市場につきましては、世界経済の動向が不透明な中、主要市場である韓国における需要は持ち直しの動きもみられることから、その動向を注視しつつ、受注が堅調に推移している吊クランプの拡販を進めるなど、現地法人の営業力を活かした販売活動の強化を図ってまいります。また、アジア・欧州を中心に堅調に推移している吊クランプビジネスのさらなる拡大に加え、米国及びその他の地域においても吊クランプ製品の拡販を推進するとともに、海外向け機種拡充とプロモーション戦略の強化により、新規市場の開拓を推進してまいります。さらに、吊クランプの管理アプリケーションを活用したソリューション型ビジネスにつきましても、海外展開を見据えた取り組みを進めてまいります。

また、生産性向上ならびに生産技術の改善や新技術の開発向上への寄与が期待される工場拡張工事を進めてまいります。なお、当該工事に伴う既存施設の取り壊し費用の一部については、次期において計上を見込んでおりますが、新工場の建設は今後の競争力強化に資するものと考えております。

環境関連事業につきましては、自然環境への配慮や設置コスト、発電効率面で優位性のある水上設置型太陽光発電所の施工及び関連部材の販売に取り組んでまいりましたが、連結子会社である株式会社スーパーツールＥＣＯが手掛ける環境関連事業につきましては、事業撤退方針のもと、受注済み案件の完了に向けた対応を進めてまいります。引き続き、グループ企業価値向上に向けた選択と集中を進めながら更なる成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 主要な事業内容 (2026年3月15日現在)

事業区分	主要な製品・事業
金属製品事業	<p><レンチ、スパナ、プライヤ類> ラチェットレンチ、ギアレレンチ、モンキレンチ、ラチェットモンキー、トグルクランプ、L型クランプ、デジタルトルクレンチ、メカニカルトルクレンチなど</p> <p><配管工具類> スーパートング、パイプレンチ、チューブカッター、油圧式パイプベンダー、フレアリングツール、モーターレンチなど</p> <p><プーラ類> ギャプーラ、ベアリングプーラ、セバレータ、スライドプーラ、油圧プーラ、ギャプーラオートグリップ型など</p> <p><治工具類> 治具ブロック、精密バイス、真空チャック、クランピングツール、切削式・転造式ローレットホルダーなど</p> <p><吊クランプ類> 鉄鋼用各種クランプ、コンクリート2次製品用各種クランプ、ハウジング用各種クランプなど</p> <p><クレーン類> ジブクレーン、アームスライド式クレーン、門型クレーン、マルチクレーン、特殊クレーンなど</p> <p><マグネット類> サニタリー用各種マグネットバーなど</p>
環境関連事業	太陽電池モジュール・周辺機材の販売及び施工、売電事業など

6. 主要な営業所及び工場 (2026年3月15日現在)

当 社	本 社 ・ 工 場	大阪 (堺市)
	支 店	大阪 (堺市)、東京、名古屋
	営 業 所	札幌、仙台、北関東、広島、福岡
	物 流 セ ン タ ー	埼玉
株式会社スーパーツールECO	本 社	大阪 (堺市)
SUPER TOOL KOREA CO., LTD.	営 業 所	韓国

7. 使用人の状況 (2026年3月15日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
96名	7名減

- (注) 1. 使用人数は就業員数であります。
2. 使用人数には契約社員54名及びパートタイマーの期中平均人員29名を含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
96名	7名減	42.7歳	16.8年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であります。
2. 使用人数には契約社員50名及びパートタイマーの期中平均人員29名を含んでおりません。

8. 主要な借入先及び借入額 (2026年3月15日現在)

借入先	借入残高
株式会社商工組合中央金庫	420百万円
株式会社池田泉州銀行	328百万円
株式会社りそな銀行	175百万円

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項 (2026年3月15日現在)

- (1) 発行可能株式総数 6,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,366,078株 (自己株式4,417株を含む。)
- (3) 株主数 1,629名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION A/C CLIENTS	422千株	17.88%
ホライズン株式会社	407	17.26
トラスコ中山株式会社	223	9.47
平野量夫	52	2.21
株式会社SBI証券	51	2.16
竈利英	45	1.91
株式会社池田泉州銀行	34	1.44
株式会社スノーボールキャピタル	30	1.29
DAIWA CM SINGAPORE LTD	28	1.19
西村香奈枝	27	1.17

(注) 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
当社は、2025年7月14日付で、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）2名に対して、譲渡制限付株式報酬として当社普通株式7,124株の自己株式の処分を行っております。

また同日付で、当社の使用人2名に対して、譲渡制限付株式報酬として当社普通株式852株の自己株式の処分を行っております。

III 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等 (2026年3月15日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	平野量夫	
取締役	楠東一郎	海外営業部長兼社長付
取締役	赫高規	弁護士法人関西法律特許事務所 弁護士 株式会社高速 代表取締役会長 安治川鉄工株式会社 監査役
取締役 (監査等委員)	田中豪	田中公認会計士事務所所長
取締役 (監査等委員)	深堀知子	堺けやき法律事務所 弁護士
取締役 (監査等委員)	大坪洋一	税理士法人日本経営 代表社員税理士

- (注) 1. 取締役赫高規氏、田中豪氏、深堀知子氏、大坪洋一氏は、社外取締役であります。
2. 取締役赫高規氏は経営者として豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、弁護士の資格も有しており企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役(監査等委員)田中豪氏は公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役(監査等委員)深堀知子氏は弁護士の資格を有しており企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役(監査等委員)大坪洋一氏は税理士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 2025年6月6日開催の第65回定時株主総会において、廣瀬主嘉氏が補欠の取締役(監査等委員)に選任されました。
7. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
8. 当社は、社外取締役田中豪氏及び深堀知子氏並びに大坪洋一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は社外取締役の全員と責任限定契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は、全額会社が負担しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、該当責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

4. 取締役の報酬等

(1) 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について独立社外取締役に諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、独立社外取締役からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を實踐する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すにふさわしいものとする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬及び株式報酬により構成し、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬のみとする。また、取締役の報酬の内容について株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容及び決定手続の両面において、合理性、客観性及び透明性を備えるものとする。

- ② 基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、業務執行を担う取締役の報酬は、株主総会の決議によって決定した報酬総額の限度額内において、それぞれの役割と職責、業績及び成果にふさわしい水準となっているか、企業価値向上に対する適切な動機付けとなっているかなどの観点から慎重な検討を行い、決定する。監査等委員でない社外取締役の報酬は、役割と職責及び職業的専門性等を勘案し決定する。また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会の決議によって決定した報酬総額の限度額内において、それぞれの役割と職責にふさわしい水準となっているか、企業価値向上に対する適切な動機付けとなっているかなどの観点から慎重な検討を行い、決定する。

- ③ 株式報酬の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、業務執行を担う取締役に対し、譲渡制限期間を30年とする譲渡制限付株式を、毎年、一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、当社における各割当対象者の役位、職責、貢献度、株価等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定する。

- ④ 基本報酬の額及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて決定する。

- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続に関する事項

取締役の個人別の報酬については、株主総会の決議によって決定した報酬総額の限度額内において、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、独立社外取締役に諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえて報酬額を決定するものとする。なお、業務執行取締役の株式報酬の個人別の割当て数については、代表取締役社長の案を踏まえ、株主総会の決議によって決定した報酬総額の限度内において、取締役会の決議により決定する。また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会の決議によって決定した報酬総額の限度額内において、監査等委員である取締役の協議により決定する。

(2) 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	70 (5)	56 (5)	14 (-)	3 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	10 (10)	10 (10)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	80 (15)	66 (15)	14 (-)	6 (4)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の金銭報酬の額は、2018年6月8日開催の第58回定時株主総会において、報酬を年額150百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、4名(うち、社外取締役は1名)です。また、金銭報酬とは別枠で、2018年6月8日開催の第58回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する株式報酬の額として年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)の員数は、3名です。
2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2018年6月8日開催の第58回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名です。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割り当ての際の条件等は、「(1)取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
4. 取締役会は、代表取締役社長 平野量夫に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に独立社外取締役がその妥当性等について確認しております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ① 取締役赫 高規氏は、弁護士法人関西法律特許事務所の弁護士及び株式会社高速の代表取締役会長と安治川鉄工株式会社の監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 取締役（監査等委員）田中 豪氏は、田中公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ③ 取締役（監査等委員）深堀 知子氏は、堺けやき法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ④ 取締役（監査等委員）大坪 洋一氏は、税理士法人日本経営の代表社員税理士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 赫 高 規	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、企業経営の豊富な経験と弁護士として法律に関する専門的な知識を活かし、助言・発言等を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 田 中 豪	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、公認会計士、税理士として培われた専門的な知識・経験から、高い独立性をもって公正中立な立場から客観的に監査等委員である取締役としての役割を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言等を行っており、当事業年度において開催された監査等委員会12回の全てに出席し、適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 深 堀 知 子	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務に精通しており、高い独立性をもって公正中立な立場から客観的に監査等委員である取締役としての役割を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等を行っており、当事業年度において開催された監査等委員会12回の全てに出席し、適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 大 坪 洋 一	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、税理士として培われた専門的な知識・経験から、高い独立性をもって公正中立な立場から客観的に監査等委員である取締役としての役割を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言等を行っており、当事業年度において開催された監査等委員会12回の全てに出席し、適宜、必要な発言を行っております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2. 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は法令及び定款を遵守し、企業理念及び行動規範に基づいた行動をとるべく、研修等を通じて指導・周知徹底を図るとともに、取締役及び使用人がそれぞれの立場で自らが主体的に法令及び定款を遵守して業務の遂行にあたる。
- (2) コンプライアンス体制の構築、維持、整備並びに財務リスク、業務リスク等の総括的な管理を目的とした「コンプライアンス・リスク委員会」を設けそのなかで、コンプライアンス、行動規範等の規定の整備並びに研修等により、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- (3) コンプライアンス違反が行われた場合や行われようとしている行為を取締役及び使用人等が発見した場合には、すみやかに取締役会及びコンプライアンス・リスク委員会に報告される体制をとり、未然防止やその早期発見と適切な対応を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会その他の重要な会議の意思決定に係わる情報、社長及び担当役員決裁その他の重要な決裁に係わる情報の取り扱いについて、「文書管理規程」等社内規程に従って保存・管理を徹底し、情報セキュリティの確保を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理全般を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク委員会」を設け、環境、災害、品質、情報セキュリティ等財務リスク、業務リスク等の危機管理を総括的に管理する。
- (2) 経営に重大な影響を与える事象が発生した場合は、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、権限と責任を明確化する。
- (2) 取締役会は、年度計画及び中期経営計画を策定するとともに、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
- (3) 取締役は、業務執行について取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守し、その際には、経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
- (4) 日常の職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルートに則り業務を遂行することとする。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の子会社の運営については担当部署を定め、「関係会社管理規程」に従い、事業活動上の重要な事項について報告を求めるとともに、必要に応じてあらかじめ協議を行い、当社の承認を得る体制とする。
- (2) 適正かつ円滑な連結会計処理を行うため、子会社には月次会計報告を求めるとともに、適宜、情報交換を行う。
- (3) 当社は子会社の業務の適正を確保するため、適宜、内部監査を実施する体制とする。

6. 当社監査等委員会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性と指示の実効性を確保するものとする。

7. 当社グループの取締役及び使用人等並びに当社子会社の監査役等が、当社監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社及び当社グループの業務又は業績に影響を与える重要な事項につき、その内容、業務執行の状況及び結果について遅滞なく監査等委員会に報告する。また、これに係わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- (2) 当社グループは、内部通報制度を整備するとともに、通報をしたことによる不利益な扱いを受けないことを「コンプライアンス規程」に明記し、当社グループ企業全てに周知徹底する。

8. その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要問題等について意見を交換する。
- (2) 当社グループ企業全ての監査等委員及び監査役もしくは監査担当役員は、グループ企業全体の監査状況を把握し課題を検討するため、定期的にグループ監査役会を開催し、意見交換を行う。
- (3) 当社内部監査部門は、当社監査等委員会との情報交換を含め連携を密にする。
- (4) 当社監査等委員会は、監査計画を実行するための予算を確保する。当社監査等委員がその職務執行につき費用請求をしたときは、速やかにその費用を支出する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 当社は、経営及び業務執行に関わる意思決定機関としての取締役会を当事業年度において18回開催し、法令や定款等に定められた事項、経営方針及び予算の策定等の経営に関する重要事項を決定しております。また、子会社の月次報告の業績について分析と評価を行い、法令や社内規程等への適合性と業務の適正性の観点より審議しております。
- (2) 当事業年度において、監査等委員会を12回開催し、監査計画に基づいた監査を実施するとともに、取締役会、経営会議等重要な会議への出席、会計監査人との情報交換により、取締役の職務執行の監査を行っております。
- (3) リスク管理を行う横断的な組織としてコンプライアンス・リスク委員会を設置しており、社内外における情報を収集し、多様な観点からリスクの特定、分析、評価を行いました。
- (4) 内部監査部門が内部監査計画に基づき、当社及び当社の子会社の内部監査、決算財務統制の整備及び運用状況の評価を実施し、それぞれの検証評価結果を内部監査報告書として取締役会に対し報告を行っております。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、法令及び企業倫理の遵守を経営の根幹とし、「コンプライアンス規程」に定め、反社会的勢力との関係遮断についても同規程に明記するとともに、反社会的勢力との関係遮断のための管理体制を以下のとおり整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1) 対応統括部署及び不当請求防止責任者の設置状況
総務部に、反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する体制としております。
- (2) 外部の専門機関との連携状況
警察が主催する連絡会等に参加するなど、平素より外部の専門機関と連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰いでおります。
- (3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
対応統括部署の総務部において、有識者や警察等と連携することにより、反社会的勢力に関する最新情報を共有するとともに、かかる情報を社内への注意喚起等に活用しております。
- (4) 対応マニュアルの整備状況
反社会的勢力排除のための対応マニュアルを整備し、対応マニュアルに沿った組織的な対応の徹底を図っております。
- (5) 研修活動の状況
外部の専門機関による情報収集、教育・研修に積極的に参加し、反社会的勢力による被害の未然防止に向けた活動を推進しております。

会社の支配に関する基本方針

当社としては重要な事項として認識しており、株主構成等を総合的に判断して防衛策の導入を検討することとしております。現時点におきましては、現状の株主構成等を総合的に判断して防衛策は導入しておりません。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、比率については表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月15日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,532,919	流 動 負 債	1,021,514
現金及び預金	1,132,657	支払手形及び買掛金	127,295
売掛金	431,397	1年内返済予定の長期借入金	137,976
電子記録債権	155,000	未払金	249,584
製品	1,814,350	前受金	291,562
仕掛品	1,542,495	未払法人税等	40,798
原材料及び貯蔵品	373,752	賞与引当金	48,342
前渡金	24	返金負債	74,603
その他	83,239	その他	51,353
固 定 資 産	7,812,512	固 定 負 債	2,001,388
有 形 固 定 資 産	7,144,290	長期借入金	786,447
建物及び構築物	1,899,140	再評価に係る繰延税金負債	1,052,683
機械装置及び運搬具	554,557	退職給付に係る負債	161,255
土地	4,544,607	その他	1,002
建設仮勘定	79,367	負 債 合 計	3,022,903
その他	66,617	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	52,485	株 主 資 本	7,823,345
投 資 其 他 の 資 産	615,736	資本金	2,235,090
投資有価証券	476,382	資本剰余金	1,158,962
繰延税金資産	102,450	利益剰余金	4,437,338
その他	36,904	自己株式	△8,046
資 産 合 計	13,345,432	その他の包括利益累計額	2,499,182
		その他有価証券評価差額金	214,869
		土地再評価差額金	2,287,049
		為替換算調整勘定	△2,736
		純 資 産 合 計	10,322,528
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	13,345,432

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年3月16日から
2026年3月15日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,437,265
売上原価		3,902,149
売上総利益		1,535,116
販売費及び一般管理費		1,247,293
営業利益		287,823
営業外収益		24,456
受取利息及び配当金	15,765	
為替差益	345	
受取立退料	3,877	
その他	4,467	
営業外費用		11,801
支払利息	11,755	
その他	45	
経常利益		300,478
特別利益		38,590
固定資産売却益	375	
受取補償金	38,215	
特別損失		40,530
固定資産除却損	2,434	
棚卸資産除却損	38,095	
税金等調整前当期純利益		298,539
法人税、住民税及び事業税		96,908
法人税等調整額		3,301
当期純利益		198,328
親会社株主に帰属する当期純利益		198,328

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年3月16日から
2026年3月15日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,235,090	1,159,360	4,404,091	△24,340	7,774,202
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△165,081	-	△165,081
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	198,328	-	198,328
自己株式の処分	-	△397	-	16,293	15,896
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	△397	33,247	16,293	49,143
当 期 末 残 高	2,235,090	1,158,962	4,437,338	△8,046	7,823,345

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	185,070	2,317,100	△229	2,501,940	10,276,143
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△165,081
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	198,328
自己株式の処分	-	-	-	-	15,896
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	29,799	△30,051	△2,506	△2,758	△2,758
当 期 変 動 額 合 計	29,799	△30,051	△2,506	△2,758	46,385
当 期 末 残 高	214,869	2,287,049	△2,736	2,499,182	10,322,528

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

- ② 無形固定資産
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。
- ③ 長期前払費用
定額法
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方針としております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
当社及び連結子会社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。
- ・金属製品事業
金属製品事業においては、作業工具及び産業機器の製造及び販売を主な事業としており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。これらの製品を顧客に引き渡した時点やインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点において履行義務を充足することから、当該履行義務を充足した時点において収益を認識しております。
なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。
 - ・環境関連事業
環境関連事業においては、太陽光パネル等の環境関連商品の販売、仕入及び施工や太陽光発電による売電事業を主な事業としております。
環境関連商品販売事業の販売においては、太陽光パネル等の環境関連商材の販売を主な事業としており、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。これらの商品を顧客に引き渡した時点で履行義務を充足することから、当該履行義務を充足した時点において収益を認識しております。
また、太陽光パネル等の環境関連商材の一部の販売による収益においては、代理人取引と認識しております。顧客への販売における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純

額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時点までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

環境関連施工事業においては、機器装置その他設備工事について、工事請負契約等を締結の上、施工等を行っており、完成した設備等を顧客に引き渡す履行義務を負っております。顧客との契約に基づいて契約上の受け渡し条件が完了した時点において履行義務を充足することから、当該履行義務を充足した時点において収益を認識しております。

太陽光発電事業においては、太陽光発電による売電を行っており、電力を顧客である電気事業者へ販売する事業であり、顧客との契約に基づいて発電した電力を供給する履行義務を負っております。当該契約は、一定期間にわたる売電供給に応じて履行義務が充足するものであり、電力の供給に応じて収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

I. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

II. ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段

為替予約及び金利スワップ

b ヘッジ対象

外貨建債務及び借入金

III. ヘッジ方針

為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。また、財務上発生している金利リスクをヘッジし、リスク管理を効率的に行うためにデリバティブ（金利スワップ）取引を導入しております。

IV. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フローを固定できるため、有効性の評価を省略しております。

また、金利スワップについては、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

V. その他

リスク管理の運営担当部署は当社経理部であり、社内稟議制度に基づく決裁のほか、取引導入時の目的・内容・取引相手・損失の限度額等により、必要に応じて、当社取締役会の報告又は承認を必要としております。

② 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役等に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

5. 表示方法の変更

(1) 前連結会計年度において、「流動資産」の「受取手形及び売掛金」に含めていた「電子記録債権」及び「売掛金」は、受取手形の取引が終了したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「受取手形」は17,811千円、「電子記録債権」は120,764千円、「売掛金」は499,789千円であります。

(2) 前連結会計年度において、「流動資産」の「商品及び製品」に含めていた「商品」は、当連結会計年度において残高がなくなったため、当連結会計年度より「製品」として独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「商品」は28千円、「製品」は1,705,730千円であります。

6. 会計上の見積りに関する注記

金属製品事業における長期保有製品の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

製品 1,814,350千円

(注) 当社の計算書類に計上されている金額は、1,814,350千円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの棚卸資産の評価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によっており、取得原価と連結会計年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価する方法、及び過去の販売実績に基づいて決定した取得日からの一定の経過年数や回転期間を超える品目についてその帳簿価額を定期的に切り下げる方法により収益性の低下の事実を反映しております。

金属製品事業における製品については、市場の動向、顧客の販売戦略の転換等により、製品の販売価格が低下した場合や販売実績が当初の予測を大きく下回った場合、製品の簿価が切り下げられ、結果として多額の評価損が計上される可能性があります。さらに長期保有製品については、製品の簿価切下げをする基準としての主要な仮定である経過年数や評価率の決定には主観的な判断が含まれており、上記の市場の動向や顧客の販売戦略の転換等の外部環境に影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	139,178千円
機械装置及び運搬具	257,634
土地	4,088,201
計	4,485,014

担保に係る債務の金額

1年内返済予定の長期借入金	50,520千円
長期借入金	369,490
計	420,010

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,709,243千円

3. 圧縮記帳

取得価額から控除した国庫補助金等の受け入れに伴う圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物及び構築物	7,089千円
機械装置及び運搬具	27,411
計	34,500

4. 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行い、再評価に係る税効果相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令に定める地価税法に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日	2000年3月15日
再評価を行った土地の当連結会計年度末における 時価と再評価後の帳簿価額との差額	△2,776,154千円

(連結損益計算書に関する注記)

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「収益認識に関する注記1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	2,366,078	—	—	2,366,078

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	11,615	778	7,976	4,417

(注) 自己株式の増減数の主な内訳は次のとおりであります。

無償取得による増加	778株
自己株式の処分による減少	7,976株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり の配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2025年6月6日 定 時 株 主 総 会	普通株式	82,406	35.00	2025年3月15日	2025年6月9日
2025年10月15日 取 締 役 会	普通株式	82,674	35.00	2025年9月15日	2025年11月17日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月10日開催の定時株主総会において次の議案を付議しております。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり の配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	82,658	35.00	2026年3月15日	2026年6月11日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については、事業計画により必要に応じて主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。リスクの高いデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じ為替予約取引を利用してヘッジしております。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は、最長で9年であります。

デリバティブ取引は、外貨建債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 ① 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権等について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、外貨建債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクをヘッジするために、金利スワップを利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジの有効性の評価方法等については、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 ① 重要なヘッジ会計の方法 IV. ヘッジ有効性評価の方法」をご参照ください。

投資有価証券については、定期的到时価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握するとともに、市場や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、四半期ごとに時価を把握しており、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき当社経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月15日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません(注2)をご参照ください。)

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投 資 有 価 証 券			
そ の 他 有 価 証 券	473,155	473,155	—
資 産 計	473,155	473,155	—
長 期 借 入 金 (※)	924,423	890,211	△34,211
負 債 計	924,423	890,211	△34,211

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

「現金及び預金」、「売掛金」及び「電子記録債権」、「未収入金」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」並びに「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	3,226

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内容等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	473,155	—	—	473,155
資産計	473,155	—	—	473,155

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	890,211	—	890,211
負債計	—	890,211	—	890,211

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

長期借入金

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2025年3月16日 至 2026年3月15日）

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	金属製品事業	環境関連事業	
作業工具	2,387,504	—	2,387,504
産業機器	2,212,859	—	2,212,859
売電事業	—	142,130	142,130
環境関連商品販売・施工事業	—	694,771	694,771
顧客との契約から生じる収益	4,600,363	836,902	5,437,265
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	4,600,363	836,902	5,437,265

2. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	17,811	—
売掛金	499,789	431,397
電子記録債権	120,764	155,000
合計	638,364	586,398
契約負債		
前受金	98,659	291,562
合計	98,659	291,562

連結貸借対照表において、契約負債は、流動負債の「前受金」に含まれております。契約負債は、顧客との契約条件に基づき製品又は商品の引渡し前に顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、98,568千円であります。また、過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	4,370円88銭
2. 1株当たり当期純利益	84円05銭

(退職給付会計に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。当社の退職一時金の一部は、当社が加入している中小企業退職金共済制度から支給されます。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	187,063千円
退職給付費用	11,846
退職給付の支払額	△32,489
制度への拠出額	△5,165
<u>退職給付に係る負債の期末残高</u>	<u>161,255</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	248,120千円
年金資産	△86,864
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>161,255</u>

<u>退職給付に係る負債</u>	<u>161,255千円</u>
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>161,255</u>

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	11,846千円
----------------	----------

貸借対照表

(2026年3月15日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,065,691	流 動 負 債	718,684
現金及び預金	883,238	支払手形	29,106
売掛金	430,842	買掛金	96,437
電子記録債権	155,000	1年内返済予定の長期借入金	137,976
製品	1,814,350	未払金	246,782
仕掛品	1,233,079	未払費用	42,160
原材料及び貯蔵品	373,752	未払法人税等	33,172
前渡金	24	預り金	1,194
前払費用	26,956	前受金	2,463
短期貸付金	100,000	前受収益	76
その他	48,445	賞与引当金	48,006
固 定 資 産	7,879,949	返金負債	74,603
有 形 固 定 資 産	7,161,632	その他	6,704
建物	1,827,491	固 定 負 債	1,999,605
構築物	71,649	長期借入金	786,447
機械及び装置	559,983	再評価に係る繰延税金負債	1,052,683
車両運搬具	11,916	退職給付引当金	159,472
工具、器具及び備品	66,617	その他	1,002
土地	4,544,607	負 債 合 計	2,718,290
建設仮勘定	79,367	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	52,485	株 主 資 本	7,725,432
ソフトウェア	47,932	資本金	2,235,090
電話加入権	4,553	資本剰余金	1,158,962
投資その他の資産	665,831	資本準備金	1,061,713
投資有価証券	476,382	その他資本剰余金	97,249
関係会社株式	61,186	利 益 剰 余 金	4,339,425
出資金	5,560	利益準備金	75,921
長期前払費用	8,004	その他利益剰余金	4,263,503
繰延税金資産	95,701	繰越利益剰余金	4,263,503
その他	18,997	自 己 株 式	△8,046
資 産 合 計	12,945,641	評価・換算差額等	2,501,919
		その他有価証券評価差額金	214,869
		土地再評価差額金	2,287,049
		純 資 産 合 計	10,227,351
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	12,945,641

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年3月16日から
2026年3月15日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,742,494
売 上 原 価		3,261,073
売 上 総 利 益		1,481,421
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,214,311
営 業 利 益		267,109
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	16,650	
為 替 差 益	2,094	
受 取 立 退 料	3,877	
そ の 他	6,201	28,823
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,755	
そ の 他	45	11,801
経 常 利 益		284,131
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	375	
受 取 補 償 金	38,215	38,590
特 別 利 益		
固 定 資 産 除 却 損	2,434	
棚 卸 資 産 除 却 損	38,095	40,530
税 引 前 当 期 純 利 益		282,191
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		88,187
法 人 税 等 調 整 額		2,487
当 期 純 利 益		191,517

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年3月16日から
2026年3月15日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合 計	利益準備金	そ の 他 利 益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金合 計		
当 期 首 残 高	2,235,090	1,061,713	97,646	1,159,360	75,921	4,237,067	4,312,989	△24,340	7,683,099
当 期 変 動 額									
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△165,081	△165,081	—	△165,081
当期純利益	—	—	—	—	—	191,517	191,517	—	191,517
自己株式の処分	—	—	△397	△397	—	—	—	16,293	15,896
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△397	△397	—	26,436	26,436	16,293	42,332
当 期 末 残 高	2,235,090	1,061,713	97,249	1,158,962	75,921	4,263,503	4,339,425	△8,046	7,725,432

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	185,070	2,317,100	2,502,170	10,185,270
当 期 変 動 額				
剰余金の配当	—	—	—	△165,081
当期純利益	—	—	—	191,517
自己株式の処分	—	—	—	15,896
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	29,799	△30,051	△251	△251
当期変動額合計	29,799	△30,051	△251	42,080
当 期 末 残 高	214,869	2,287,049	2,501,919	10,227,351

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

a. 市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

b. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

製品、仕掛品、原材料、貯蔵品……総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び太陽光発電事業で使用する機械装置並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～50年
構築物	7年～45年
機械及び装置	10年～17年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方針としております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の残高に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

・金属製品事業

金属製品事業においては、作業工具及び産業機器の製造及び販売を主な事業としており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務をおっております。これらの製品を顧客に引き渡した時点やインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点において履行義務を充足することから、当該履行義務を充足した時点において収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の場合には、出荷時に収益を認識しております。取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き等を控除した金額で算定しております。

・環境関連事業

太陽光発電事業においては、太陽光発電による売電を行っており、電力を顧客である電気事業者へ販売する事業であり、顧客との契約に基づいて発電した電力を供給する履行義務を負っております。

当該契約は、一定期間にわたる売電供給に応じて履行義務が充足するものであり、電力の供給に応じて収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段

為替予約及び金利スワップ

b. ヘッジ対象

外貨建債務及び借入金

③ ヘッジ方針

為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。また、財務上発生している金利リスクをヘッジし、リスク管理を効率的に行うためにデリバティブ（金利スワップ）取引を導入しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フローを固定できるため、有効性の評価を省略しております。

また、金利スワップについては、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑤ その他

リスク管理の運営担当部署は経理部であり、社内稟議制度に基づく決裁のほか、取引導入時の目的・内容・取引相手・損失の限度額等により、必要に応じ、取締役会の報告又は承認を必要としております。

(2) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続 譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役を支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

6. 表示方法の変更

前事業年度において、「流動資産」の「受取手形及び売掛金」に含めていた「電子記録債権」及び「売掛金」は、受取手形の取引が終了したため、当会計年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度の「受取手形」は17,811千円、「電子記録債権」は120,764千円、「売掛金」は493,814千円であります。

7. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

製品 1,814,350千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記）6. 会計上の見積りに関する注記(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

（貸借対照表に関する注記）

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	139,178千円
機械装置及び運搬具	257,634
土地	4,088,201
計	4,485,014

担保に係る債務の金額

1年内返済予定の長期借入金	50,520千円
長期借入金	369,490
計	420,010

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,740,889千円

3. 圧縮記帳

取得価額から控除した国庫補助金等の受け入れに伴う圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物	7,089千円
機械及び装置	27,411
計	34,500

4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
短期金銭債権	100,387千円
短期金銭債務	1,521

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引	16,142千円
営業取引以外の取引	2,966

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 (株)	11,615	778	7,976	4,417

(注) 自己株式の増減数の主な内訳は次のとおりであります。

無償取得による増加	778株
自己株式の処分による減少	7,976株

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	千円
棚卸資産	44,412
未払金	6,246
未払事業税	4,938
賞与引当金	14,699
退職給付引当金	50,265
関係会社株式評価損	11,613
株式報酬費用	58,542
その他	17,290
小計	<u>208,009</u>
評価性引当額	<u>△15,795</u>
繰延税金資産の合計	<u>192,213</u>

繰延税金負債	千円
その他有価証券評価差額金	<u>△96,512</u>
繰延税金負債の合計	<u>△96,512</u>
繰延税金資産の純額	<u>95,701</u>

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しています。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は376千円、法人税等調整額は3,178千円、その他有価証券評価差額金は2,801千円それぞれ減少しております。

また、土地再評価差額に係る繰延税金負債は30,051千円増加し、土地再評価差額金が同額減少しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種 類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科 目	期末残高（千円）
子会社	株式会社スーパーツールE.C.O	所有直接100.0%	役員の兼務	資金の貸付（注）	—	短期貸付金	100,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）資金の貸付に係る利率については、市場金利を勘案し、決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	4,330円58銭
2. 1株当たり当期純利益	81円17銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年4月23日

株式会社スーパーツール
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒井巖
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	則岡智裕

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スーパーツールの2025年3月16日から2026年3月15日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スーパーツール及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年4月23日

株式会社スーパーツール
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒井巖
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	則岡智裕

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スーパーツールの2025年3月16日から2026年3月15日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年3月16日から2026年3月15日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2026年4月24日

株式会社スーパーツール 監査等委員会

監 査 等 委 員 田 中 豪

監 査 等 委 員 深 堀 知 子

監 査 等 委 員 大 坪 洋 一

(注) 監査等委員田中 豪、深堀 知子及び大坪 洋一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当事業年度の剰余金の処分につきましては、会社を取り巻く環境が依然として厳しい折から、経営体質の改善と今後の事業展開等を勘案し内部留保にも意を用い、次のとおりとさせていただきたいと存じます。内部留保金につきましては、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業展開を通じて株主の皆様へ還元させていただく所存です。

期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金35円
総額82,658,135円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月11日

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合には、中間配当を含めた当事業年度の年間配当金は1株につき70円となります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ひらの かづ お 平野 量 夫 (1967年1月11日生)	1992年10月 中央新光監査法人入所 1996年4月 公認会計士登録 2005年1月 平野公認会計士事務所開設 2005年2月 税理士登録 2013年5月 当社入社 経理部長 2014年6月 当社取締役上席執行役員管理本部長 2015年6月 当社常務取締役管理本部長 2016年6月 当社常務取締役管理本部長兼社長室長 2017年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	52,255株
2	くすのき とう いち ろう 楠 東 一 郎 (1960年10月10日生)	1983年4月 シャープ株式会社入社 1998年1月 Sharp Electronics (Italia) S.p.A. 営業管理取締役 2011年9月 Enel Green Power & Sharp Solar Energy S.r.l. 事業戦略担当取締役 2014年8月 Sharp Electronics (Italia) S.p.A. 取締役社長 2019年11月 当社入社 社長付ディレクター 2020年12月 当社社長付ディレクター兼海外営業部長 2021年6月 当社執行役員海外営業部長兼社長付 2024年6月 当社取締役執行役員海外営業部長兼社長付 2025年6月 当社取締役海外営業部兼社長付 現在に至る	4,177株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	てらし 高規 赫 (1969年5月20日生)	2000年4月 大阪弁護士会登録 2003年6月 株式会社高速監査役 2006年6月 同社取締役副社長 2013年4月 同社取締役副会長 2013年6月 同社代表取締役副会長 2015年6月 同社代表取締役会長（現任） 2018年6月 当社取締役 現在に至る （重要な兼職の状況） 弁護士法人関西法律特許事務所 弁護士 株式会社高速 代表取締役会長 安治川鉄工株式会社 監査役	1,000株

- (注) 1. 各候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 赫 高規氏は、社外取締役候補者であります。
3. 赫 高規氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
4. 赫 高規氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、弁護士として、企業法務にも精通しており、当該知見を活かして、客観的な立場から、引き続き当社の経営全般に助言をいただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると期待したためであります。
5. 当社は、赫 高規氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は、全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	田中豪 (1969年8月5日生)	1995年10月 中央監査法人大阪事務所入所 2000年4月 株式会社毎日放送入社 2007年4月 田中公認会計士事務所開設 同所長（現任） 2008年1月 税理士登録 2015年6月 当社監査役 2018年6月 当社取締役（監査等委員） 現在に至る （重要な兼職の状況） 田中公認会計士事務所所長	一株
2	深堀知子 (1968年3月19日生)	1996年4月 弁護士登録 2005年4月 堺けやき法律事務所開設 2018年6月 当社取締役（監査等委員） 現在に至る （重要な兼職の状況） 堺けやき法律事務所 弁護士	一株
3	大坪洋一 (1972年9月28日生)	1997年6月 鍵山税理士事務所入所 2006年11月 税理士法人関西合同事務所 （現・税理士法人日本経営）入所 2007年1月 税理士登録 2012年4月 同事務所代表社員税理士 2022年11月 当社取締役（監査等委員） 現在に至る （重要な兼職の状況） 税理士法人日本経営 代表社員税理士	一株

- (注) 1. 各候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 田中 豪氏及び深堀 知子氏、大坪 洋一氏は社外取締役候補者であります。
3. 田中 豪氏は、公認会計士、税理士として培われた専門的な知識・経験を有し、高い独立性をもって公正中立な立場から客観的に監査等委員である取締役としての役割を果たしていただけるものと判断し、監査等委

- 員である社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 深堀 知子氏は、弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務に精通しており、高い独立性をもって公正中立な立場から客観的に監査等委員である取締役としての役割を果たしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 5. 大坪 洋一氏は、税理士としての専門的な知識と豊富な実務経験を有しており、当社の経営の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 6. 当社は、田中 豪及び深堀 知子氏、大坪 洋一氏との間で会社法第427条第1項の規定及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としており、3氏の選任が承認された場合は、3氏との当該契約を継続する予定であります。
 7. 当社は、田中 豪及び深堀 知子氏、大坪 洋一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。3氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き3氏を独立役員として届け出る予定であります。
 8. 田中 豪氏及び深堀 知子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ8年となります。なお、田中 豪は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
 9. 大坪 洋一氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。本総会終結の時をもって3年7ヵ月となります。
 10. 当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は、全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役として選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪府堺市堺区戎島町4丁45番地1

ホテル アゴーラ リージェンシー大阪堺

3階 「利休」

電話 072-224-1121

交通 南海本線「堺駅」西口 徒歩3分

※堺駅西口からホテル アゴーラ リージェンシー大阪堺2階への連絡通路があります。

